

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 夜間・休日等加算を算定した場合、レセプトには処方せんを受け付けた時間を記載しないといけないのでしょうか。 (匿名希望)

A 必要ありません。従来の加算である「時間外加算」, 「休日加算」, 「深夜加算」を算定した場合には、調剤報酬明細書(以下、レセプト)の「摘要」欄に、「当該調剤を行った調剤月日及び調剤時間等当該加算を算定した事由が明確にわかるよう記載すること」とされています(表1)。しかし、2008年4月1日より新設されている「夜間・休日等加算」については、算定した月日や時間をレセプトに記載することは一切求められていませんので、当然ながら、その必要もありません。ただし、平日や土曜日に「夜間・休日等加算」を算定

した場合には、薬歴に処方せんの受け付け時間を記載する必要がありますので、忘れないよう注意してください(表2)。

Q 外来服薬支援料を算定した場合、薬剤名の記載方法など、レセプトはどのように作成すればよいのでしょうか。 (匿名希望)

A 服薬支援を行った対象薬剤の名称は記載する必要はありませんが、外来服薬支援料に係るレセプトは、通常のレセプトとは別に作成する必要があります。2008年4月1日より新設されている点数項目のうち、外来服薬診療および退院時共同指導料については、処方せんに基づいて発生する点数ではないことから、通

表1 レセプト記載について

IV	調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
第2	調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)
2	調剤報酬明細書に関する事項
	(28) 「摘要」欄について
ア	(略)
イ	時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例を算定した場合は当該調剤を行った調剤月日及び調剤時間等当該加算を算定した事由が明確にわかるよう記載すること。

(1976年8月7日 保険発第82号「診療報酬請求書等の記載要領等について」別紙1)

表2 薬歴への記載について

区分01	調剤料
(11)	調剤料の夜間・休日等加算
ア	(略)
イ	夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内のわかりやすい場所に掲示する。また、平日又は土曜日に夜間・休日等加算を算定する患者については、処方せんの受付時間を当該患者の薬剤服用歴の記録に記載する。

(2008年3月5日 保険発第0305001号「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」別添3)



常のレセプト(処方せんに基づく調剤分に係るレセプト)とは別に、それぞれ単独のレセプトとして作成することとされています(表3)。

また、外来服薬支援料を算定した場合には、服薬支援の対象となった薬剤の名称までレセプトに記載する必要はありませんが、「服薬管理を支援した日」、「服薬支援に係る薬剤の処方医の氏名」、「保険医療機関の名称」については、まとめて「摘要」欄に記載しなければなりません(表3)。



表3 外来服薬支援料および退院時共同指導料のレセプト作成について

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)

1 調剤報酬明細書の記載要領に関する一般的事項

- (3) 同一患者につき、同一医療機関の保険医が交付した処方せんに係る調剤分については、一括して1枚の明細書に記載すること。ただし、歯科と歯科以外の診療科の処方せんについては、それぞれ別の明細書に記載すること。また、外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係る明細書については、処方せんに基づく調剤分に係る明細書とは別とし、それぞれ単独の明細書とすること。

2 調剤報酬明細書に関する事項

(14) 「保険医療機関の所在地及び名称」欄について

処方せんを発行した保険医(以下「処方医」という。)が診療に従事する保険医療機関の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。また、外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係る明細書並びに後期高齢者終末期相談支援料を算定した場合であって同月に記載すべき処方(患者の在宅療養を担う保険医以外の保険医による処方を含むものとする。)がない明細書については記載しないこと。(以下、略)

(15) 「保険医氏名」欄について

処方医である医師又は歯科医師の姓名を記載すること。

(中略)また、外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係る明細書並びに後期高齢者終末期相談支援料を算定した場合であって同月に記載すべき処方(患者の在宅療養を担う保険医以外の保険医による処方を含むものとする。)がない明細書については記載しないこと。(以下、略)

(28) 「摘要」欄について

ア～ケ (略)

コ 外来服薬支援料を算定する場合は、服薬管理を支援した日、服薬支援に係る薬剤の処方医の氏名及び保険医療機関の名称を記載すること。

サ 退院時共同指導料を算定する場合は、指導日並びに共同して指導を行った保険医、看護師又は准看護師の氏名及び保険医療機関の名称を記載すること。なお、保険医等の氏名及び保険医療機関の名称については、算定対象となる患者が入院している保険医療機関とともに当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関についても記載するものであること。

(31) 「薬学管理料」欄について

ア 「保険」の項の上欄には、算定した薬学管理料(薬学管理料の加算を含む。以下同じ。)の記号と回数を下記により記載すること。

(カ) 外来服薬支援料を算定した場合は、支の記号を付してその回数を記載すること。

(コ) 退院時共同指導料を算定した場合は、退共の記号を付してその回数を記載すること。

(1976年8月7日 保険発第82号「診療報酬請求書の記載要領等について」別紙1)